

平成29年第7回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年7月5日(水曜日) 14:00～14:18
(2) 会議の場所 ユアーズ 2階 鳳凰の間

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 15名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第15番	山下元
第7番	守谷博明	第16番	福田満寿夫
第8番	古川一豊		

- (2) 欠席委員 1名

第14番 岡田充

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	原道樹
係長	田中賢禅	主事	池田有里

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地の使用貸借権設定について
議案第3号 農地の所有権移転について
議案第4号 農地の転用について
議案第5号 農地の転用を伴う所有権移転等について
参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について



6 議 事

岡部部会長

皆さん、こんにちは。

22期も最後の部会になりました。どんなことでもどんどん意見をお出し下さい。

それでは、ただいまから平成29年 第7回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

なお、議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において加藤 喜三男委員と小野 春雄委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

これより議案の審議に入ります。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内内容といたしましては、畑10筆、合計面積14,253平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、64番の(1-1)さんから68番の(1-5)さんまでの5件でございます。内訳といたしましては、期間は、2年9カ月間が3件、3年3カ月間が2件。利用権の種類は、いずれも使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長

ありがとうございました。

以上、64番から68番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」及び議案第3号「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第2番の1件でございます。

4ページをお開きください。

第2番につきましては、議案第3号第14番と譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第2番は北内町一丁目、田、1筆、面積1,606平方メートル。

6ページをお開きください。

第14番は吉岡町、畑、2筆、2筆の合計面積909平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、1反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、北内町の農地については使用貸借する目的で、また吉岡町の農地については譲渡人の強い希望により、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作及び季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。

第2番及び議案第3号第14番につきましては1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくようお願いいたします。

岡部部長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、地元農業委員であります 曾我部 英敏委員より、報告いただきたいと思っております。

曾我部委員 はい。

譲受人は、私が所有している農地の隣を耕作していますが、夫婦で非常に熱心にされています。以前から、もう少し作りたいと聞いておりました。人柄もよく、適正に管理できるものと思われまます。以上です。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、議案第2号2番及び議案第3号14番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」及び議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

8ページをお開きください。

9番、政枝町二丁目、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、9番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

岡部部会長 以上、9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 9ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、11件です。

10ページをご覧ください。

93番、船木 字池田、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、自己住宅 131.66平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

94番、郷四丁目、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、自己住宅 89.84平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

95番、中村松木一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

96番、田の上一丁目、田2筆、譲受人は、(5-4)さん外1名。

内容は、自己住宅 57.96平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

97番、松神子三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。

内容は、自己住宅 77.42平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

98番、大生院 字戸屋鼻、田5筆、譲受人は、(5-6)さん。

内容は、倉庫及び露天駐車場 382.23平方メートル、一体利用地として、宅地 283.56平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

99番、大生院 字戸屋鼻、田3筆、譲受人は、(5-7)さん。

内容は、建売住宅(4戸) 244.44平方メートル、一体利用地として、宅地 387.42平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

100番、落神町、畑1筆、譲受人は、(5-8)さん。

内容は、自己住宅 69.56平方メートル、一体利用地として、公衆用道路 2,400平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分

は、所有権移転です。

101番、政枝町三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、建売住宅(1戸) 53.82平方メートル、一体利用地として、宅地 230.68平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

102番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-10)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

103番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-11)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、93番から103番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いします。

岡部部会長 ありがとうございます。以上、93番から103番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

合田委員 確認なのですが、大生院地区の方は、農振農用地があると思うのですが、境界線ははっきりしているのですか。

田中係長 農振農用地の直接の担当課は、農林水産課にはなりますが、農用地につきましては、筆別に指定されております。

合田委員 今回の申請地は農用地ではないのですね。

田中係長 はい。違います。申請時に確認しております。

岡部部会長 ほかにありませんか。

山本委員 確認ですが、大生院の地番ごとにリストとして登記等があるのですか。

田中係長 登記簿には記載はありませんが、農林水産課で、一筆一筆リストに記載しており、そちらで管理しております。大生院では、主に銀杏の木の辺りが農用地であると聞いております。

そのリストにないものにつきましては、主に2種農地になると思います。

山本委員 わかりました。

岡部部会長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成29年第7回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

14時18分閉会

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委 員

委 員